

令和6年度第1回亀山市環境廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時：令和6年11月12日（火）14時00分～16時00分

場 所：亀山市総合環境センター 4階 研修室

出席委員：朴 恵淑 原 重孝 内田 茂 佐野 嘉和

若畑 綾子 服部 典子 伊藤 裕子 加藤 淑子

豊田 和人 野村 隆史 扇本 みどり 草川 温子

（16人中12人出席うちオンライン1人（扇本））

傍 聴 人：0人

事務局：皆さんこんにちは。定刻が参りましたので、只今より令和6年度第1回

亀山市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日は、何かとお忙しいところご出席を賜りありがとうございます。私、本日の会議の進行を務めさせていただきます産業環境部環境課長の村田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。はじめに産業環境部長の富田から一言ご挨拶申し上げます。

部長：産業環境部の富田でございます。本日は、何かとご多用のところご出席賜りありがとうございます。本来でございましたら、市長がご挨拶申すべきところではございますが、他の公務の都合により出席することができませんでしたので、市長に代わって一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、平

素よりそれぞれの立場で廃棄物行政にひとかたならぬご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。また、このたびは本審議会の委員就任にあたり、快くご承諾いただきましたこと改めて厚くお礼申しあげます。令和8年7月31日までの任期となりますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。さて、近年人口減少が進み、国や地方の財政状況が厳しい折、市では現在、今後想定される廃棄物処理施設の更新、新庁舎整備、学校施設等の長寿命化などに備え、将来に向かって持続可能で安定的な財政基盤を確立するため、「聖域なき歳出削減」を行っております。そのような中、令和6年度から令和11年度までの6年間を改革期間として、行財政改革の推進により、財政構造の改革に取り組んでおりますが、令和6年度から令和8年度までの3年間を集中改革期間とし、特に集中して改革に取り組んでおります。環境課においては、現状や課題を含め、循環型社会の形成に向け、さらなるごみの減量化やリサイクルの向上、生活排水処理の向上を目指し、各取組みの見直しを進めております。詳細につきましては、後ほど事務局より説明をさせていただきますが、委員の皆様が、それぞれのお立場でご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

葛西：廃棄物対策グループの葛西です。よろしくお願いいたします。

市川：廃棄物対策グループの市川です。よろしくお願いいたします。

大森：廃棄物対策グループの大森です。よろしくお願いいたします。

加藤：廃棄物対策グループの加藤です。よろしくお願いいたします。

事務局：本審議会は、お手元に配布してございます【参考資料1】にもござい
ますように、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき、設置す
るものでございまして、委員の皆様には市内における一般廃棄物の減量等に
関する事項を調査審議いただくものでございます。

また、本審議会は20人以内の委員で組織することとしておりまして、今般、
各組織・団体等からご推薦をいただき、ご快諾をいただきました13名の皆様
と市職員3名の16名の委員で組織し、任期は、令和6年8月1日から2年間
となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、今般、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、お手元
に配布の事項書裏面の名簿順に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、本日は、名簿8番 昭和パックス株式会社 亀山工場長 折戸保文委
員および名簿9番 株式会社櫻井畜産ビジネスサポート 代表取締役 櫻井

健司委員におかれましては、都合により本日欠席の連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。また、佐藤委員及び麻生委員におかれましては、他の公務のため、欠席の連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

では、内田様から自己紹介をお願いします。

内田委員：亀山市自治会連合会から参加させていただいております、内田と申します。よろしくお願いいたします。

原委員：亀山市地域まちづくり協議会連絡会議の原と申します。よろしくお願いいたします。

佐野委員：亀山市老人クラブ連合会の佐野です。よろしくお願いいたします。

若畑委員：亀山市子ども会育成者連絡協議会、常任理事の若畑です。よろしくお願いいたします。

服部委員：亀山市婦人会連絡協議会の服部です。よろしくお願いいたします。

伊藤委員：亀山市地区衛生組織連合会の伊藤です。よろしくお願いいたします。

加藤委員：亀山市食生活改善推進協議会の加藤です。よろしくお願いいたします。

草川委員：亀山市子ども未来部子ども政策課の草川です。よろしくお願いいたします。

野村委員：株式会社佐藤商店、参与の野村です。よろしくお願いいたします。

豊田委員：廃棄物処理業者の代表として参加させていただいております、有限会社豊田衛生の豊田です。よろしくお願いいたします。

朴委員：三重大大学の朴です。亀山のみなさまとは非常に長い縁がありまして、環境審議会でもお世話になっております。よろしくお願いいたします。

事務局：どうもありがとうございました。本日、オンラインで参加していただいております、鈴鹿地域防災事務所環境室長の扇本委員からご挨拶いただきます。

扇本委員：鈴鹿地域防災事務所の扇本です。よろしく申し上げます。

事務局：委員の皆様には、令和8年7月31日までの2年間お世話になりますが、どうぞよろしく申し上げます。

まず、本審議会に係る傍聴でございますが【参考資料2】でございますとおり、受付時間までに傍聴の受付はありませんでしたので報告いたします。

それでは、あらかじめ送付させていただいております本日の会議資料の確認をさせていただきます。事項書内にそれぞれの資料番号を付してございます。資料1～3の3種類と参考資料1、2なります。また、追加資料として、令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物の受入れに関する新聞記事と市長による記者発表資料をお席にご用意させていただいております。最後に、第二次亀山市環境基本計画の冊子並びに概要版を配布させていただいております。

ご持参分も含め、不足する資料がございましたら、お申し付けください。よろしいようですので、早速ですが、お手元の事項書により進めさせていただきます。

事項2番の「会長・副会長の互選」です。【参考資料1】をご覧ください。本審議会は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7及び「亀山市

廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第8条の規定に基づいて設置いたしております。

裏面をご覧ください。会長・副会長は、条例施行規則第7条の規定により、委員の互選により選任することとしておりますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。

委員：事務局一任

事務局：「事務局一任」のお声をいただきましたので、事務局案にてお願いさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員：異議なし

事務局：ありがとうございます。それでは、会長には、「国立大学法人三重大学名誉教授の朴 恵淑様」に、副会長には「亀山市地域まちづくり協議会連絡会議代表の原 重孝様」をご推薦させていただきたいと存じますが、ご了承ください。よろしいでしょうか。

委員：異議なし

事務局：「異議なし」のお声をいただきましたので、会長には朴 惠淑様、副会長には原 重孝様を選任させていただきます。お二方どうぞよろしくお願います。それでは、会長・副会長にご就任いただきますお二方に一言ご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。朴会長からよろしくお願いたします。

朴会長：会長の重要な役割を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。そして、副会長の原さんには助けていただきますようよろしくお願いたします。私は亀山とは縁がありまして、応援団の一人として少しでも役立つことがあれば、なんでもやりたいと思うほど、とても亀山を愛しています。コロナ禍で、みなさまとお目にかかる機会がなかったこともあり、少し早めに亀山に来て、いろいろなところを見て回りました。オンラインも貴重なツールとして大事ではありますが、お互いの顔を見ながら、同じ空気を吸いながら、どうすれば亀山が、三重県または日本あるいは世界全体でも、環境のまちであり、廃棄物にとっても亀山のためにできることはないかと考える時間にしたと考えております。委員のみなさまの協力なしでは亀山モデルとなるようなすばらしい政策はできないと思います。地元の方に率先して取り組んでい

ただくことで、どれだけ良い計画でも実行性をもつことで初めて素晴らしい取組みになると思います。地域住民はもちろんのこと、他地域からも学びたいと思われるまちになっていけるよう微力ながら頑張りますので、どうかよろしく願いいたします。

原副会長：原と申します。副会長を仰せつかりました。この亀山市廃棄物減量等推進審議会について、まだまだ理解しきれていない部分もあるかと思いますが、身近にある廃棄物処理やごみ問題について、市が計画しているものもありますので、みなさまとともに、ごみの減量、ゼロを目指して進めていきたいと考えています。ぜひともご協力よろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは、会議の進行は、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条の規定により、会長が議長となって執り進めることとなっておりますので、これ以降の進行は朴会長よろしく願いします。

朴会長：それでは、お手元の事項書により私の方で会議を進行させていただきますので、会議が円滑に進みますよう皆様のご協力をよろしく願いします。

事項書 3 番の報告事項に移ります。資料（1）及び（2）の亀山市の環境基本計画（一般廃棄物処理基本計画）の計画概要及び令和 3 年度から令和 5 年度の実績報告について、事務局から一括して説明願います。

事務局：それでは、私から、報告事項 1 及び事項 2 の「亀山市環境基本計画（ごみ処理基本計画）の概要及び実績報告について、報告させていただきます。本日報告させていただく内容ですが、報告事項 1 は、環境基本計画（ごみ処理基本計画）の概要となります。計画の流れに沿って、1 番目に計画の基本事項について、2 番目に計画の基本構想、あるべき姿について、3 番目に計画の基本施策、プロジェクトについて、4 番目に計画第 5 章の循環について、5 番目に計画の成果指標について説明させていただきます。

次に、報告事項 2 として、計画に基づき実施した施策等の実績報告をさせていただきます。

まずは、計画の基本的事項でございますが、本計画は、「ごみ処理基本計画」「生活排水処理基本計画」「生物多様性地域戦略」「気候変動適応計画」「地球温暖化対策実行計画」を内包しており、環境分野における、亀山市の環境施策の理念を司る最上位の計画となっております。

本計画は、令和 3 年 6 月に策定し、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画

期間としておりますが、本計画の策定にあたりましては、コロナ禍にも関わらず、当時の廃棄物減量等推進審議会委員の皆様にご調査審議いただき完成したものととなります。調査審議の際は、様々なご意見を賜りありがとうございました。なお、中間年として次年度の令和 7 年度に必要な応じて見直しを検討することとなっております。

次に、計画の基本構想でございますが、目指す環境の姿として、「みんなの笑顔がかがやく環境のまち 健都かめやま」と定め、あるべき姿として「5つの姿」を示しています。

本計画の策定にあたっては、国際社会共通の目標として、国連が掲げる持続可能な開発目標「SDGs」の視点を取り入れ、環境・経済・社会の統合的向上に寄与することを目指すとともに、「未来のみんなの笑顔を想い、浮かべよう」そんな思いから「SDGs」の考え方に「プラス スマイル」を加え、住み続けられる持続可能なまちづくりの道しるべとなるよう取り組みを進めることとしております。

このあるべき姿のうち、3番の「資源の有効利用と循環により「もの」を大切に作る持続可能なまち」がごみ処理基本計画に大きく関わってくる内容となります。

続いて、先ほど示したあるべき姿の具現化を図るため、推進する施策の柱を

それぞれの「あるべき姿」に対して位置付け、施策の展開を推進しております。

本日は「循環」の項目について掘り下げ、詳細に説明いたします。「循環」の項目が掲げる「あるべき姿」として、「3Rによってごみの減量と資源の有効利用が図られています。」と「ごみが安全かつ効率的に回収されごみの種別に応じて適正に処理されています。」と設定し、その姿を具現化するため、「抑制する」「再使用する」「再生利用する」「適正に処理する」4つの取組方針を定めています。

さらに、重点プロジェクトに「ゼロ プロジェクト」として、市民・事業者行政の連携・協力による食品ロス削減のための仕組みづくりを掲げております。これは、市民生活に密接にかかわる販売・消費における食品ロス削減に向けて、各主体が連携体制を構築し必要な支援を行うことにより、食品ロス削減のための仕組みづくりについて ICT を積極的に利用しながら進めることとしています。

続いて、ごみの排出量の推移等を説明させていただきます。家庭ごみ、事業ごみ、集団回収を合わせて、平成24年度の19,613tから徐々に、減少し、今回の計画の基準となる令和元年度には17,123tとなっております。

次に、最終処分場の固化飛灰量の推移は、平成22年度から山元還元にて発生した飛灰を全量再資源化処理していることから、最終処分量がゼロとなっ

ています。平成12年度から21年度までは、廃棄物をガス化溶融処理した際に発生する、排ガス中に含まれる煤塵（すす、ちり）をバグフィルターで集塵した飛灰をキレート処理し、コンクリートで固めて最終処分場に保管しておりました。

一方、平成22年度からは、溶融飛灰には亜鉛・鉛・銅などの貴重金属が高濃度で含まれていることから、溶融飛灰を再処理して貴重金属を回収する「山元還元方式」により民間処理業者へ処理を全量委託して最終処分量「ゼロ」を維持しております。

続いて、市民1人一日当たりのごみの排出量は、平成24年度の1,071gをピークに減少し、基準となる令和元年度では、943gとなっています。特にコロナ禍の影響で、事家系のごみの減少が顕著となっていますが、本市においては、溶融処理の特性を活かして分別品目や処理困難物が少ないことから、全国や三重県と比較すると依然として多い状況が続いています。なお、前計画における令和2年度の目標値として、一人当たりのごみの排出量は925gとしておりました。

続いて、資源化率の推移ですが、平成27年度以降は大幅に減少し続いています。特に紙類の資源化量が大幅に減少しており、全国的な傾向としてペーパーレス化による紙の使用量の減少や、資源価格の高騰を背景にした再生事業

者や小売店などの多様な主体による資源回収の活性化によるものと考えられます。今後の取り組みを推進するにあたり、「原状と課題」を 18 点抽出しております。主なものは「ごみ排出量において、前計画の目標値 (925g/人・日) を達成できていない」や「資源化率の目標値が 42.0%としていたが、令和元年度実績は 30.8%となっている。」など、前計画の目標を達成できていない内容や「食品ロスに向けた取り組みを進める必要がある」や「3R を推進する」など、既存施策の強化、「廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じないように適正な処理を推進する」など新たな法律や枠組みに対する対応、「南海トラフ地震等、今後想定される災害における対応」など、各方面において課題等を抽出しております。

続いて、ごみ処理の将来推計についてですが、施策を実施することで、計画最終年度である令和 12 年度において、令和元年度実績から 6.2%減、1,077 t 削減の 16,046 t とごみ処理基本計画に掲げ、見込んでいます。また、現行施策のみの場合と比較し、令和 12 年度で 848 t の削減となると推計しております。

続きまして、本計画の基本施策「循環」における 4 つの取り組み方針について説明します。

まずは、一つ目取組方針の「抑制する」でございますが、施策の方向として

「ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施」と「ごみの排出抑制に関する取組の推進」を掲げています。「ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施」における主な施策内容は、食を通して食品ロスの削減に関する啓発を図るなど、排出抑制に関する周知啓発を行うこととしています。また、「ごみの排出抑制に関する取組の推進」における主な施策内容は、ごみダイエットサポーターとの協働や食品ロスに係る市民・事業者・行政の協力体制の構築、生ごみ処理容器の購入支援を行うこととしています。

二つ目に、取組方針「再使用する」でございますが、施策の方向として「ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施」と「公共部門における再使用の推進」を掲げています。「ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施」における主な施策内容は、グリーン購入等の周知啓発、使用済小型充電式電池回収ボックスの利用に係る周知・促進をすることとしています。また、「公共部門における再使用の推進」における主な施策内容は、公共事業におけるリサイクル資材の推進等を行うこととしています。

三つ目に、取組方針「再生利用する」でございますが、施策の方向として「ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施」と「ごみの再生利用の拡大」を掲げています。「ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施」における主な施策内容は、再生利用に関する情報発信を行うこととしています。また、

「ごみの再生利用の拡大」における主な施策内容は、溶融飛灰の全量再資源化の継続、雑がみの資源ごみへのより一層の排出転換、新たな法律によるプラスチックごみの減量と循環の促進などを図ることとしています。

四つ目に、取組方針「適正に処理する」でございますが、施策の方向として「ごみの安全・安心で安定的な収集運搬の実施」「ごみの種別に応じた適正処理の推進」「ごみ処理施設の整備等に関する検討」「ごみ処理に関する情報の公開」の四つを掲げています。

「ごみの安全・安心で安定的な収集運搬の実施」における主な施策内容は、家庭ごみの安定的な収集・運搬を継続することとしています。

「ごみの種別に応じた適正処理の推進」における主な施策内容は、溶融処理で発生した飛灰全量の再資源化による環境負荷の低減、災害時における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努めることなどとしております。

「ごみ処理施設の整備等に関する検討」における主な施策内容は、次期ごみ処理施設の構想を策定することや、前処理施設の適正な整備を行うこととしています。

「ごみ処理に関する情報の公開」における主な施策内容は、ごみ処理経費やごみ処理に伴う温室効果ガスの排出量などの情報を発信し、ごみ処理の透明性の確保に努めることとしています。

最後に、本計画における成果指標及び目標値について説明いたします。まず、成果指標については、「1人1日当たりのごみの排出量」「ごみの資源化率」「溶融飛灰の資源化率（最終処分量）」の3点を設定しております。指標に対する現状値を令和元年度と定め、令和7年度を中間目標年、令和12年度を最終目標年として設定しています。

「1人1日当たりのごみの排出量」については、現状値が、1人1日当たりのごみの排出量が943gに対して、最終目標年度には、880gを目指して、施策を講じていくこととしています。

次に「ごみの資源化率」については、現状値が資源化率30.8%に対して、最終目標年度には38.0%を目指して、施策を講じていくこととしています。

「溶融飛灰の資源化率（最終処分量）」については、現状値が資源化率100%、最終処分量が0tに対して、最終目標年度においても、100%、0tをなるべく達成するように施策を講じていくこととしています。

続いて、本計画における令和3年度から5年度の取り組みについて報告いたします。スライドは、図表が小さくなっておりますので資料1の最後に添付しております別添資料をご覧ください。

まず、ごみ処理経費の状況でございますが、図1をご覧ください。令和3年度におけるごみ処理経費は約12億2千万円、令和4年度は約13億6千万円、

令和5年度は、14億5千万円と増加傾向となりました。主な原因は、溶融処理に必要となるコークスや灯油等の資材の高騰、施設整備に係る資材や人件費の高騰が挙げられます。

続いて、裏面の図4-1をご覧ください。一般廃棄物処理の状況でございますが、令和3年度は、ごみ処理量17,045t、リサイクル量5,364t、令和4年度は、ごみ処理量16,704t、リサイクル量4,955t、令和5年度は、ごみ処理量15,888t、リサイクル量4,338tとなり、処理量、リサイクル量とも減少傾向にあります。主な要因についてですが、ごみ総排出量の減少は、市民の皆様意識醸成による削減はもちろんのこと、販売メーカー等の簡易包装化による削減努力などが考えられます。また、リサイクル量の減少は、従前からの理由と同様で、ペーパーレス化による紙使用量の減少や多様な主体による資源回収の活性化が考えられます。

続いて、令和3年度から5年度までの新たな取り組みを報告いたします。まず、令和3年度の取り組み報告です。令和3年度はコロナ禍の継続により活動が制限された年となりました。

主な取り組みといたしましては、広報で「水切りダイエット」「食品ロス削減月間」の周知啓発を行いました。

また、令和4年度からの取り組み準備として、「食品関連事業と市民をマッ

チングさせるモデル事業」への応募や、災害時に備え、日々発生する飛灰を仮保管するために環境センター最終処分場空き容量確保に向けた試行的作業の実施を行いました。

続いて令和 4 年度取り組みです。この年は、新たな事業を 3 つ行っています。

まずは、本計画のプロジェクト「ゼロ」を推進するため、「かめやまタベスケ」を開始しました。この事業は、協力店が賞味期限・消費期限が迫り「廃棄の可能性がある食品」を WEB に安価に出品し、消費者がお得に購入し食品ロス減らすサービスで、令和 4 年度は取引件数 57 件で、68.6 k g、令和 5 年度は取引件数 138 件で 294.8 k g の食品ロス削減に繋がりました。なお、今後は本取り組みをどのように広げていくかが課題となります。

次に、生ごみ処理容器キエーロを生ごみ処理容器購入費補助制度の対象容器として追加したことです。キエーロの普及に向けて、モニターを募集するとともに、観察日記を HP で公開しました。なお、本補助金の大半は、電気式やコンポスト方式が多いため、他の容器の御案内も継続的に行っていく必要があると考えます。

次に、令和 3 年度に試行的に実施した環境センター最終処分場の空き容量確保のために事業ですが、令和 4 年度は現在保管されている固化飛灰のうち、

209 t の処理を行い、災害時における飛灰の仮保管のための空き容量の確保に努めました。

その他、令和5年度からの、小型充電式電池を「危険ごみ」とした分別収集の本格実施に向けて試行実施を行ったり、粗大ごみの民間処理委託を試験的に行ったりしております。

最後に令和5年度の取り組みです。この年は、新たな事業を3つ行っております。

一つ目は、「パソコンや小型家電」の宅配による回収です。小型家電に含まれる貴金属やレアメタルなど有用金属を、より回収し有効活用するため、新たに便利で安心な宅配便により自宅回収を行うサービスであり、46件の申し込みで、400kgのパソコン等の回収実績となりました。

二つ目は、「おいくら」との提携開始です。不用品を売りたい方が、「おいくら」を通して査定依頼すると全国の加盟リサイクルショップにて一括査定され、届いた結果を比較して買取店舗を選択し不用品を買い取ってもらうサービスであり、令和5年度の依頼件数は21件で、53個の商品が査定申請されました。なお、本取組は昨年度から開始している「タベスケ」と同様にどのように広がっていくかが課題となります。

三つ目は、小型充電式電池の危険ごみ回収です。危険ごみとして分別回収を

本格実施したことにより、令和3年度と比較して約2.5倍の458kgの回収実績となりました。

その他、昨年度に引き続き環境センター最終処分場の空き容量確保に向けて184tの固化飛灰を処理しました。

このように令和3年から5年において、本計画の取組方針「抑制する」「再使用する」「再生利用する」「適正に処理する」に沿った事業を展開し、目指す環境のあるべき姿を目指し、日々事業推進を図っております。

最後に本計画の成果指標に対する令和3年度から5年度の実績となります。1人1日当たりのごみの排出量については、最終目標年度が880gに対して令和5年度時点において883gとなっています。また溶融飛灰の資源化率についても、最終目標年度100%に対して令和5年度時点で100%となっており、引き続き処理を継続していくことが求められます。

これら二つの指標に対しては、目標年度に向けて順調に推移しているものの、ごみの資源化率については、ごみ処理で発生するスラグ・メタル・の発生量の減少や、ペーパーレス化による紙の使用量の減少、金属等の価格高騰による再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活性化による理由により、資源化率が減少しているものと考えられ、市として、目標の資源化率達成に向けて抜本的な対策も含めどのように対応していくのか検討する必要

があると考えております。説明は以上です。

朴会長：ありがとうございました。報告事項(1)及び(2)について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

では私からお話させていただきます。資料1の最後の部分について、いろいろと考えさせられる部分が多くあると思います。ごみの減量についてですが、亀山を愛する者として、住民のみなさんに負担を強いることなく、ともに行う形で進めていけば、少なくとも三重県ではトップになれると思っています。一人あたりの一日のごみの排出量を見ていきますと、令和元年度は943gで増えたり減ったりしながら、令和5年度は883gまで減っています。しかし、令和7年度の予測は909gとなっています。この増えるだろうとの予測であるのはなぜなのか。卵1個が約50gですので、卵1個の半分の量をみんなで減らしませんかということ、キャンペーンしたり、ホームページに公表したり、公民館などで呼びかけてみんなで取り組んでいけたらもっとごみは減量できると思います。令和12年度の予測は880gとなっているが、順調にいけば780g程度まで、800gを切るかもしれないと思います。そうすれば、間違いなく三重県内の29市町の中で、トップの水準になります。そういったところに野心的なチャレンジもできるのではないかと考えています。令和7年度に昨年度

よりもごみが増えるとの予測はどこからきたものか。令和 5 年度に 883g まで減らせたノウハウを活かせば令和 12 年度には 800g を切るような大変な目標の達成ができるのではないか。また、前倒しで目標を達成できるのではないかとともに思っています。

ごみの資源化率は、令和元年度には 30.8%であったものが、令和 4 年度には減少してしまっている理由はどこにあるのか。令和 7 年度の予測は 34%台まで戻り、令和 12 年度には 38%になる。溶融炉で最終処分量ゼロをキープしていくという形になっていく。そこについて考えていく必要があるのではないかと。また、理由があるのであればそこを解決していかなければならない。どのように考えられているか教えてください。

事務局：まず、一人一日あたりのごみの排出量について、令和 7 年度は 909g と設定させていただいております。これは、環境基本計画とごみ処理基本計画の中で目標とする排出量の予測をしております。令和元年度は 943g だったことから、各年度の排出量を人口の推移をもとに各計画の策定時、つまり令和 3 年に設定した数字になっております。

ごみの資源化率については、令和 5 年度は 27.3%でした。令和 7 年度は 34.1%、令和 12 年度は 38%と高い目標値を掲げております。ごみの排出量の

減少に伴い、資源化率も減少しております。また、人口も減少しており、ごみの排出量の減少は、スラグ・メタルの減少に直結します。また、ペーパーレス化も進んでおり、スーパー等各店舗による資源回収に取り組んでいることもあり、資源化率は減少していると考えられます。以前は環境センターに持ち込まれた草をたい肥化して、みなさまにお配りしておりました。平成 30 年度から、関にある刈り草コンポスト化センターを民間へ移譲し、刈草の受け入れはそちらで行っています。主に事業者が刈り草コンポスト化センターへ搬入しており、市民の方々は変わらず環境センターへ持ち込んでおられます。そういったものも以前までは亀山市へ搬入されたごみとして含んでおりましたので、排出量の減少と資源化率の低下に関係しております。このような中、令和 12 年度の目標値である 38%へ到達するのは、厳しいと考えております。

朴会長：ありがとうございました。では、一つ提案させていただきます。まだ令和 6 年度は数値が出ていませんが、令和 6 年度の数値が令和 5 年度と同等に 880g 程度であれば、令和 7 年度の予測に説明書きで計画策定時の予測値としておくのはどうでしょうか。令和 6 年度の数値が上昇してしまった場合は、私たちが知恵を絞って考えていくのはどうでしょうか。頑張っても目標の数字が現状とずれが生じていけば、頑張ろうという気持ちが薄れてしまう恐

れがあるのでないかと考えられます。また、場合によっては、令和 12 年度の目標を 7 年も早くほぼ達成したとも考えられます。どうすれば住民の方々がもっと頑張ろうと思ってくれるかいっしょに考えていきませんか。よろしくお願いたします。

事務局：令和 6 年度の 10 月末現在で、ごみの排出量は前年度と比較してさらに 500 トン程度減少しておりますので、一人あたりのごみの排出量はさらに減っていくのではないかと推測しております。令和 7 年度に次期ごみ処理施設に向けて廃棄物処理基本計画の見直しをする予定です。その際に、併せて令和 7 年度以降のごみの排出量の予測も見直していきたいと考えております。

朴会長：ありがとうございます。みなさまいかがでしょうか。先ほどの説明も含めてご意見やご質問はありますか。一つ提案させていただきます。10 月末時点や 11 月末時点の数字を速報値としてみなさまに伝えていくというのはどうでしょうか。令和 7 年度が中間目標年度なので、わかりやすくするために、括弧書き等で、目標を前倒しで達成していることも書いても良いと思います。万が一、ごみの排出量が増加してしまった場合は、なぜ増えたのかみんなで考え、公表の仕方をいっしょに考えていくのが大事だと思います。こ

のまま公表するのはいかがなものかと思いました。

佐野委員：質問です。年度の数値は出ているが、月度や半年単位での数値は出せるのでしょうか。

事務局：冊子になっている環境基本計画の123ページの表5-10にありますように、月度ではなく各年度の実績と予測となっております、月毎では用意しておりません。環境省が年に1回、一般廃棄物処理実態調査を行っております。その実態調査に沿った形で、ごみの排出量や資源化率は算出しております。季節によってもごみの排出量は変動します。夏はごみの水分量が多く、水切りをお願いをさせていただいたりしております。月毎のごみの排出量や動向を把握することは大切だと考えております。廃棄物対策グループとしては、毎月のごみの排出量等の把握には努めております。その数字を人口で割れば一人あたりのごみの排出量を示すことは可能だと考えております。

朴会長：ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。最後に、全体を通しての質問してもらう時間をいただきたいと思います。続きまして報告事項(3)の廃棄物削減に基づく各種制度の改正に

ついて、まずは、資料 2 の生ごみ処理容器購入費補助金交付制度の改正について説明願います。

事務局：各種制度の見直しについてでございますが、説明の前に、見直し背景についてご説明させていただきます。先ほど部長挨拶の中でも触れましたが、昨今の国際情勢並びに社会経済状況の影響におきまして、エネルギー価格、物価の高騰をはじめ、働き方改革の進展による急激な人件費の上昇等を含める変化は、亀山市の財政運用に大きな影響を及ぼしております。このまま対策を講じていかなければ、亀山市の財政が立ち行かなくなる状態に陥る恐れがございます。こうした中で、今後、廃棄物処理の更新、新庁舎の整備や、学校施設の長寿命化等を控えており、早期に財政の安定化を図る必要がございます。亀山市では、財政構造改革骨太方針 2024 を策定し、この方針に基づいた更なる歳出削減の取り組みを、全庁をあげて敢行することとなりました。この方針の具体的な取り組みとしまして、県内各市町の同種事業のサービス水準を調査し、全ての事務事業をゼロベースから総点検し、組織や事務事業の効率化による経費削減や、県内各市町の同種の補助金等の水準を調査し、サービス水準の整理や見直しを行うことが示されております。廃棄物対策グループで所管しています、二つの補助金・報奨金を見直すこと

といたしました。一つ目が、生ごみ処理容器購入費補助金交付制度の見直しでございます。担当から詳細について説明させていただきます。

環境課廃棄物対策グループの市川と申します。よろしくお願いいたします。

私から資料2「亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付制度」の見直しについて説明させていただきます。

まずは、資料2冒頭の見出し「見直しの背景・趣旨」をご覧ください。本制度は、平成5年度に、旧亀山市・関町でそれぞれ開始しております。制度の目的は、各家庭から排出される生ごみの減量化、及び、たい肥としての資源化を推進するためのものとなっております。

続いて2段落目でございますが、1ページ目の中ほどのグラフをご覧ください。いてもわかるとおり、平成17年度には年間80件の多数の補助実績がありましたが、その後、しばらく申請件数は、減少傾向となりました。しかし、近年SDGsによる意識の向上等により、申請件数は増加に転じ、令和5年度は31件の補助実績となりました。令和6年度もさらに増加傾向となっております。

このような状況の中、今回は、昨今の社会情勢や財政状況、近隣自治体の運用状況を鑑み、実勢に則した制度へ見直しを行うものです。

続いて、1ページ目下段の見出し【県内他市の状況について】をご覧ください

い。制度を見直すにあたり、県内13市の制度運用状況を調査しました。表について順次説明いたします。

まず、補助制度の有無については、12市で同様の制度運用がありました。補助実績は、亀山市と同様に10市にて件数・補助額が増加傾向にあります。補助限度額については、北勢地区及び近隣市の状況を説明いたします。桑名市は5000円と15000円、いなべ市は5000円、四日市市、鈴鹿市は15000円、津市は3000円と25000円となっております。このことから、亀山市の補助額は最大25000円であることから、高水準での設定となっていることが窺えます。

続いて、補助金の交付対象者については、亀山市は個人単位となっておりますが、世帯・団体単位での設定が大半で、10市となっております。続いて一度の請求における補助対象の基数は、亀山市は制限なしとなっておりますが、11市については、1基、または2基を上限としております。(制限無：鈴鹿市)最後に補助金の再交付可能期間ですが、亀山市は毎年度申請可能となっております。一方、6市が5年後、1市が6年後など法定耐用年数や減価償却期間を参考に設定している自治体が多くなっています。

次に2ページ下段の見出し【市の交付実績の分析】をご覧ください。令和4年から令和6年7月までの市の交付実績を分析してみました。調査した期間に

おける交付件数は、75件となっておりますが、コンポストが26件及び電気式が45件となっており、交付した案件の95%を占めております。処理容器購入価格帯をみても電気式や手動攪拌式が高額となっており、財源が限られる中、より広く市民に交付するため、また、近隣市の状況も踏まえ、すべての対象容器において上限額の改正を検討する必要があります。

最後に3ページ上段の見出し【改正内容】をご覧ください。骨太方針に基づき、財政的な措置について鑑みる必要はありますが、市民におけるSDGsの意識醸成等により、交付実績が他市も含めて増加に転じていること、及び、北勢地域や近隣市の補助額・交付件数の実績、及び、過去の市の交付実績の分析等を踏まえ、資料の表のとおり見直しをいたします。見直し内容について簡単に説明します。

まず、補助金の総数については、現状制限なしとなっておりますが、予算内の交付対応とするため、予算限りとします。これは、この制度だけの措置ではなく、環境課、しいては、市全体の事業に対して財政的措置を講じることとなる中での対応となります。

次に、補助額の上限については、限られた予算の中、増加する申請件数に対応すべく、当市の実績報告や近隣市の補助基準を参考に、上限額25,000円から15,000円へ減額します。なお、電気式以外については、処理容器の購入価

格が電気式と比較すると安価のため、上限額額を下げても、現行制度の交付額と同水準で交付できる見込みとなります。また、このことにより、予算限られる中、少しでも多くの方にご利用いただけるような制度設計になると考えております。

次に、対象者の変更についてですが、現行は、個人単位となっておりますが、世帯単位へ変更します。これは、1世帯に数台必要としないと考えられるからです。

次に、補助対象の基数についてですが、電気式・手動攪拌式は1基、その他は2基とします。

次に、補助金の請求期間は、現行は、購入してから90日以内としていますが、これを60日以内、または、当該年度の末日のいずれか早い日とします。これは、年度予算となることから、年度またぎの申請を回避するための措置となります。

次に、再度交付申請できるまでの期間ですが、現行は毎年度申請可能となりますが、一度購入すると壊れるまで利用することとなりますので、近隣市の状況や減価償却期間等を勘案し、5年間は再申請できないこととします。

最後に、補助金の手続きについてですが、予算の範囲内となることから、交付決定等の手順を踏むことといたします。

今回の制度の見直しは以上となりますが、本制度改正後、5年を目途として、実効性を再検証し、必要に応じて見直していくことといたします。

最後に、別添の資料をご覧ください。新たな制度において、令和4年度及び令和5年度の実績によって試算した資料となります。新制度の試算において、令和4年度は274,800円、令和5年度は、316,600円となり、当初予算内に収まる結果となります。資料2について、私からの説明は以上とさせていただきます。

朴会長：生ごみ処理容器購入費補助金交付制度の改正について事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。では、私から一点質問をお願いいたします。今回の改正は、北勢地域の他市町の基準とほぼ同じようにするという認識で間違いないでしょうか。今までは、どちらかといえば手厚い補助制度となっていた部分を見直し、他市町と同等の基準にし、より多くの世帯へ補助できる体制を構築するという認識でよろしいでしょうか。

事務局：近隣市町よりも低水準になることなく、同程度の水準となるものです。無いとは思いますが、制度を悪用し、他市町の方が亀山市民の方をお願いします、

他市町で使用するものにもかかわらず、亀山市で補助申請等をされることを防ぐということも考えて、揃えるようにしております。誰でも申請できるような補助金は揃えていこうと考えております。潤沢に予算があれば、亀山市の魅力として、他市町よりも手厚い補助金制度を維持することも大切であると考えております。しかし、現状の市の財政状況を鑑みて現制度を廃止することなく、続けていくためには、今回の改正は必要なものであると判断し、報告させていただきました。

朴会長：他に委員の方々よろしいでしょうか。では次に、資料3の資源物集団回収活動報奨金等制度の改正についてお願いします。

事務局：環境課廃棄物対策グループの大森と申します。よろしく申し上げます。

私から資料3「亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付制度」の見直しについて説明させていただきます。現行制度は、平成25年度に制度見直しをして以来、大きな制度見直しを行っておりません。当時の見直しは、制度を持続させていくために、環境センターへの搬入量を増やすことを目的としておりました。しかしながら、平成27年度から団体数と資源回収量ともに減少傾向となっており、市の財政状況からも、支出の削減を求められていることから、制度

を持続させていくために見直しを行うものです。

1 ページ目には、平成 27 年度から令和 5 年度までの集団回収活動団体数と資源物回収量の推移のグラフと平成 25 年度の見直し内容の概要を示してあります。平成 25 年度の見直し時から平成 27 年度には 57 団体に増えましたが、令和 5 年度は 38 団体に減少しております。

この後に説明させていただく今回の見直しは、当時の見直し内容と逆行することになりますが、ご理解をお願いいたしたく存じます。

2 ページをご覧ください。表 1 は近隣市町が報奨金としている品目とその単価を調べたもので、表 2 は、今年度の実績報告等から業者の引取単価を調べたものになります。

3 ページの表 3 は、亀山市の資源物集団回収の実績と、その実績に対して、他自治体の報奨金単価に置き換えた場合の比較になります。

表 1 から表 3 の比較をふまえて、4 ページからの見直し案の説明をさせていただきます。

まず、報奨金の対象とする品目の見直しですが、①紙類は、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ。②びん類は、透明びん、茶色びん、その他色びん。③布類は、衣類を除く古繊維とします。

品目をこのように見直す理由としましては、廃棄物処理法上で、専ら物以外

を団体が繰り返し収集運搬を行うにあたっては、市の許可が必要となるためです。この専ら物というものは、再生利用されるという意味で、古紙、古銅等を含むくず鉄、あきびん類、古繊維が該当しマテリアルリサイクルされるものとなります。以上の理由から、ペットボトルやペットボトルキャップ、白色トレイ、廃食油、小型家電は、専ら物に該当しないため、報奨金の対象から外させていただきます。

続きまして、飲料用缶を含む金属類を対象から外した理由を説明させていただきます。2ページの表2で示した通り、金属類の業者の引取価格は、他の品目と比べても高額であり、他の品目に比べ資源回収団体が、十分利益を得られる見込みがあることから、報奨金の対象外とさせていただきます。そして、布類が、衣類を除く古繊維となっている理由ですが、衣類は、そのままリユースされるため、マテリアルリサイクルとはならないためです。

これらの理由から、報奨金の対象となる品目を3種類9品目とさせていただきます。

次に、単価の見直しについて説明させていただきます。

現在、亀山市が規定している報奨金の額は、4円と7円、20円になっております。このうち、7円と20円になっている品目は、総合環境センターに直接搬入された、飲料用缶と廃食油、小型家電となっております。先に説明させ

ていただいた、品目の見直しから、これらの品目を対象外とさせていただくことから、報奨金の額は一律4円とさせていただきます。

続きまして、加算金の見直しについて説明させていただきます。現在の報奨金には、①亀山市総合環境センターへ直接搬入した場合による加算金、②年間回収量による加算金、③前年度と比較して5パーセント以上増えていた場合の加算金という3種類の加算金が設定されております。

最初に説明させていただいた通り、資源回収団体数と回収量の減少や、市の財政状況に他自治体との制度状況を踏まえたことや、令和3年度に計画いたしました、第2次亀山市環境基本計画の第5章のなかで、「資源物の集団回収活動については、現行制度を見直し、地域で生じた資源物を市民団体が直接民間再生資源業者に引渡すリサイクル活動を支援する制度への転換を検討します。」とあることから、加算金については、廃止をさせていただきたいと思っております。

最後に、実績報告書の提出期間の見直しについて説明させていただきます。現在は、4半期ごとにそれぞれ対応した実績の報告をいただいておりますが、事務手続きの関係上それぞれで実績の有無を確認する必要があります。そういった手続きを簡素化するために前期と後期の年2回の報告へと変更させていただきます。

5ページには、見直しによる変更の比較をまとめてあり、6ページには、参

考として令和 5 年度の回収実績と報奨金額が、今回の見直しを当てはめるとどのように変更されるのかを比較した場合の表となります。資料 3 について、私からの説明は以上とさせていただきます。

朴会長：資源物集団回収活動報奨金等制度の改正について事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。では、私から一点質問させていただきます。1 ページ目を見て、亀山市の集団回収は非常に活発だとわかります。平成 27 年度と比較して令和 5 年度は、団体数や回収量は少なくなっているということでしょうか。

事務局：活動団体数、回収量ともに減少傾向にあります。中には熱心に取り組まれている団体もありますが、そうでない団体もあり、年 4 回報告がある団体や 1 回や 2 回しかない団体もあります。組織の担い手不足や、高齢化などの理由により、集団回収活動の継続が難しい団体が増えているのではないかと考えております。

朴会長：それに伴って改正するということは、市からの報奨金は減ってしましますが、民間の業者へ搬入することにより、団体が得る報酬は大きく減ることは

ないという認識でよろしいでしょうか。

事務局：環境センターへ搬入するか、民間の業者へ搬入するかは、団体それぞれの自由にはなります。どちらへ搬入するにしても、燃料費等は発生します。業者へ搬入すれば直接的な収入になり、環境センターへ搬入すれば、報奨金の手続きを待たなければならないという違いはありますが、どちらへ搬入しても大きな違いはないと考えております。加算金を無くす分、活発に活動されていた団体の報奨金は減ってしまいますが、近隣市町に加算金という制度はありませんので、他市町と同等の制度は維持していると考えております。6ページの参考資料に、令和5年度の搬入実績を今回見直した制度に当てはめた表になります。対象物が減るため、回収量も減る想定をしております。その分報奨金も減る想定ではありますが、大きな減額とはならない想定をしております。

扇本委員：亀山市は近隣市町と比べて、これまで非常に手厚い報奨金制度であったため、今回の見直しは妥当だと思います。

朴会長：他にはよろしいでしょうか。今日の報告事項全体を通して、ご質問やご意見はいかがでしょうか。

扇本委員：資料1の家庭系ごみが、令和4年度から令和5年度にかけて大きく減少していますが、要因はどういったところにあると考えられていますか。

事務局：一般廃棄物処理基本計画の指標に対する成果はA3資料で示しております、家庭ごみと事業系ごみの推移でございますが、家庭ごみは令和2年度776gから680gへと減少しております。市民のごみ減量への意識の向上や、物価上昇による買い控え、多様な主体による資源物回収の活性化が影響していると考えております。事業系ごみについては、令和元年度以降、大きく減少しております。コロナ禍による影響、ペーパーレス化への取り組み、物価上昇による買い控えなど住民の暮らし方の変化などが、事業活動に対して影響を及ぼしていると考えております。

朴会長：委員のみなさまから他にご意見やご質問はいかがでしょうか。

加藤委員：私は今回初めて参加させていただきました。わからないことも多いのですが、最近スーパーにトレイやキャップなどの回収をすごく熱心にされていると感じています。買い物に行く度にペットボトル回収がいつも満タンに

なっていて、一生懸命にリサイクルしてもらっていて、それは数字として現れてきているのでしょうか。雑がみについてですが、雑がみを分けて捨てにいくと、一般ごみがすごく減ったと実感があります。しかし、集積所などを見ると、雑がみを分けて捨てている人は、本当に少ないです。集積所には一つか二つしか出されていないです。まだまだ意識が低いと感じています。私たちも総会で、雑がみを分けましょうと伝えるだけで終わってしまっています。亀山市のスーパーではペットボトルなどを捨てるところがほとんどの店舗にあります。雑がみを分けるだけでも、ごみが減ったと感じるので、PR等でもっと市民のみなさんに協力してもらうことで、少しでも数字として反映されれば良いと思います。

事務局: 昨今、スーパー等で資源物を回収する活動が活発になってきているのは承知しております。しかし、その回収量は亀山市にごみまたは資源物として搬入されてはおりませんので、提示している資料等には含まれておりません。亀山市内のマックスバリュ2店舗で、県との共同事業となる「トレイ to トレイ」という活動を行っております。県・市・事業者での共同事業にも積極的に取り組んでおります。

雑がみの件につきましては、市としても回収量をもっと増やしていきたい

と考えております。いかに周知していくかがポイントになると思います。しかし、生ごみに触れてしまったり、油が付いてしまったりなど、リサイクルに適さず、衛生上早く処理した方が良い場合もあります。分けるのが面倒くさく、溶融炉で一般ごみとして処理してもらったら良いというような考えの人たちに、分別してもらうことで回収量を増やしていきたいと考えております。

朴会長：ありがとうございます。廃棄物に関わりますと、産業廃棄物であるか一般廃棄物であるか等、単純には判断しづらいものもあります。先ほど話にあったスーパーマーケットも社会貢献をしなければならないですし、自治体と企業等による連携で、実際に雑がみも資源として回収できれば、間接的に市へのごみの搬入量を減らすことに貢献できると思います。定量的には下がるかもしれないし、横ばい状態になるかもしれないが、体裁的な説明ができるように資料としては、絶対に連携を組んでいるということになっていくと、なぜ資源化率が低下しているのかという理由を説明できるようすれば良いと思います。そのために、積極的な企業等との連携は良い取り組みだと思います。

みなさまの多大なご協力により、これで本日の議事は終了となります。本日報告いただきました事項につきましては、今後事務局において手続き等進めていただきますようお願いいたします。本日の報告事項に変更等がございました

ら、次回会議の際にご報告等お願いいたします。

事務局へ、次回の開催は、いつ頃を予定していますか。

事務局：今回は、一般廃棄物処理基本計画の見直しを予定しておりますので、来年度秋頃には開催できればと考えております。改めて日程調整のうえ、ご案内させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

最後に、お手元に配布させていただいております能登半島地震により発生した災害の受け入れについてご説明させていただきます。本年 1 月に発生しました能登半島地震におきまして、被害を受けた石川県内におきまして、公費による家屋の解体が進んでおります。想定以上の災害廃棄物の増加が見込まれており、石川県内の自治体では処理が困難であることから、環境省から中部地区の自治体に対して、災害廃棄物の受け入れの要請がございました。亀山市で受け入れの準備を整えて、受け入れを開始しております。三重県内では、亀山市と桑名広域清掃事業組合の二つの自治体が災害廃棄物の受け入れを行っております。10 月から受け入れを開始しておりまして、現時点で 10 t の災害廃棄物の受け入れを上限として設定しております。受け入れにあたりまして 1 t あたり 2 万円の処理費用をいただくこととしております。搬入経路につきまして亀山インターチェンジまたは、亀山スマートインターチェンジの二つ

がございますが、スマートインターチェンジから搬入されると民家が多い場所を通ることになりますので、亀山インターチェンジから降りて、国道 1 号線を利用した経路で搬入していただいております。本市としましても、被災地の 1 日でも早い復興に向けて全力で支援をして参りたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

朴会長:ありがとうございました。環境省のホームページと亀山市のホームページにも協力している亀山市の姿が掲載されておりますので、ご覧いただければと思います。廃棄物に関する我々は審議会という名前ではありますが、自分たちの身の回りで出てくるものを一斉に処理するということを考え、成熟した亀山モデルを見える化できるように頑張りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

みなさま、長時間にわたりありがとうございました。